

地デジのご準備はお済みですか？ ～アナログ放送の終了について～

アナログ放送は、平成23年7月1日から放送終了のお知らせ画面を表示し、7月24日正午にはすべての放送が終了(完全停波)します。それまでの間に、地上デジタル放送を視聴するための準備をしないとテレビを見ることができなくなります。

地上デジタル放送を視聴するために

地上デジタル放送対応の受信機とUHFアンテナが必要です。

受信機は、新たにデジタルテレビを購入する方法か、アナログテレビに地上デジタルテレビ用チューナーを取り付ける方法があります。

現在VHFアンテナでテレビをご覧の方はUHFアンテナを新たに設置する必要があります。また、UHFアンテナをお使いの方も、調整が必要な場合があります。

※詳しくはお近くの電気店、家電量販店、アンテナ工事専門店等にお問い合わせください。

なお、ご自宅のアンテナが不明など、わからないことはデジサポまでお問い合わせください。

デジタルテレビ購入の際のエコポイントをアンテナ工事に利用できます！

エコポイント対象商品の地上デジタル放送対応テレビを購入し、その場で申請すると、エコポイントをアンテナ工事に利用できます。購入期限は2010年12月末となっていますので早めにご利用ください。

簡易チューナーを無償で給付します

経済的な理由等で地上デジタル放送に対応できない世帯(非課税の障がい者世帯など)に対しては、簡易チューナーの無償給付などの支援を行っています。詳しくは総務省地デジチューナー支援実施センターまでお問い合わせください。

これらの地デジの準備にあたり、「何をすればよいか分からない」という方や「テレビを買ったのにデジタル放送を受信できない」という方には、デジサポ(総務省テレビ受信者支援センター)がお手伝いします。まずは、デジサポにお電話ください。

問合せ

●デジサポ(総務省 テレビ受信者支援センター) ☎029 - 307 - 0101 <http://digisuppo.jp/>

●総務省 地デジチューナー支援実施センター ☎0570 - 033840 <http://www.chidejishien.jp>

滞納処分を行っています！

町民税・固定資産税・軽自動車税は、納税義務者の皆さんが納期限までに自主的に納めるものです。納期限を過ぎても納税がない場合は、督促状により納税を促し、それでも納税されない場合は、期限内に納税した方との公平性を確保するため、延滞金の加算や預貯金・生命保険等の財産の差押えを行います。

延滞金の加算

納期限を過ぎて納税する場合は、年14.6%の延滞金を併せて納付することになります。

差押えの実施

差押えは滞納期間や滞納額の多さにかかわらず行われます。預貯金や生命保険、給与、不動産等の財産を差押え、それらは滞納税金に充てられます。差押えは滞納者の意思とは関係なく行われます。

放置しないで早めに相談を！

滞納している税金を放置すると、延滞金の加算や差押え等、不利益な処分を受けてしまいます。事情があり納税できない場合でも、相談がないと状況を把握することができないため、差押え等の処分に至る場合があります。やむを得ない事情により納期限までに納税できない場合は、早めに下記までご相談ください。

問合せ 税務課 収納対策室 ☎029 - 288 - 3111 (内線121,122)

平成22年4月～7月の差押実績(件)

区分	H21年度	H22年4～7月	合計
預貯金	28件	12件	40件
不動産	33件	5件	38件
生命保険	25件	10件	35件
合計	86件	27件	113件